○大河原町大規模事業評価の実施に関する要綱

平成26年 3 月26日 告示第39号

改正 平成30年3月20日告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が計画する大規模な公共事業の評価(以下「大規模事業評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30告示42·一部改正)

(大規模事業評価の対象事業)

第2条 大規模事業評価の対象とする事業(以下「評価対象事業」という。)は、大河原町大規模事業評価委員会条例(平成26年条例第2号。以下「条例」という。)第3条に定めるところによる。

(評価の手法)

第3条 大規模事業評価は、内部評価及び外部評価とし、外部評価については、条例第 1条の規定により設置する大規模事業評価委員会(以下「委員会」という。)が行うも のとする。

(平30告示42·追加)

(評価の時期)

第4条 評価対象事業の評価は、原則として当該事業に係る実施設計の予算要求を行う 前までに行うものとする。ただし、国庫補助事業(条例第3条第2項第4号に規定する 場合を除く。)については、補助申請を行う前までに行うものとする。

(平30告示42・旧第3条繰下・一部改正)

(自己評価調書の作成)

第5条 評価対象事業を所管する課長(以下「所管課長」という。)は、評価対象事業ごとに自己評価調書(別記様式)を作成するものとする。

(平30告示42・旧第4条繰下)

(評価の観点)

- 第6条 所管課長は、前条の規定により自己評価調書を作成するときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める観点からこれを行うものとする。
 - (1) 事業が社会経済情勢から見て必要であること。
 - (2) 町が事業主体であることが適切であること。
 - (3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること。
 - (4) 事業の手法が適切であること。
 - (5) 事業の実施場所が適切であること。

- (6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であること。
- (7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないこと。
- (8) 事業の経費が適正であること。

(平30告示42・旧第5条繰下)

(内部評価)

- 第7条 町長は、評価対象事業に関し内部評価を行うため、内部評価委員会を設置する。
- 2 内部評価委員会は、庁議の構成員とし、第5条の規定による自己評価調書に基づき 評価を行うものとする。

(平30告示42・旧第6条繰下・一部改正)

(大規模事業評価委員会による評価)

第8条 委員会は、町長の諮問に応じ、前条に規定する内部評価委員会の評価結果について審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(平30告示42・旧第7条繰下・一部改正)

(町民の意見の聴取等)

第9条 町長は、大規模事業評価を行うに当たっては、第7条第2項に規定する内部評価の後、必要に応じ住民懇談会の開催並びに広報及びホームページへの掲載による意見募集などにより町民から意見を聴き、その意見を当該評価に適切に反映させるものとする。

(平30告示42・旧第8条繰下・一部改正)

(対応方針の決定及び公表)

第10条 町長は、委員会の答申を踏まえ評価対象事業に関する対応方針を決定したとき は、評価結果及び対応方針を広報及びホームページで公表するものとする。

(平30告示42・旧第9条繰下・一部改正)

(議会への報告)

- 第11条 町長は、評価対象事業以外の事業で新規に計画する公共事業(災害復旧事業を除く。)が1億円を超えるものについては、予算措置を行う前に議会に説明するものとする。
- 2 町長は、第7条第2項に規定する内部評価及び前条に定める対応方針の決定の後、 それぞれの内容を議会に報告するものとする。

(平30告示42・旧第10条繰下・一部改正)

(庶務)

第12条 大規模事業評価に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、大規模事業評価を実施するために必要な事項は、

別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日告示第42号)

この告示は、平成30年3月20日から施行する。

別記様式(第5条関係)

自己評価調書

○○ 課○年 ○月作成

1. 事業の概要

事業の名称	
事業の内容	【概要】
	【上位計画との関連】
事業計画の背景	【背景】
	【期待される効果】
事業の目的	
これまでの取組状況	
今後のスケジュール	
	供用開始予定 年 月

2. 事業内容

= + 77141 + 11			
用地関係	予定地		
		用地の確保 済・未	
		町有地・民有地買上・その他 ()	
		m²	
規制の状況 規制区域		規制区域	
		用途	
		建ぺい率	
		容積率	
		その他	
建設関係	事業規模	≪事業面積≫	
		≪主要施設≫	
工事関係	事業規模	≪延長、面積、構造等≫	

3 事業費

3 争来質				
建設費又は		調査費		百万円
工事費	Α	設計費		百万円
		建設費又は工事費		百万円
		その他 (用地費、負担金等)		百万円
		合計		百万円
		【財源内訳】		
		合計		百万円
維持管理費	В	○○年間の維持管理費の累計		
		(建設又は工事後の施設の利用を	年~	年の〇〇年間と
		想定)		
		人的経費		百万円
		修繕・補修関係経費		百万円
		運営・管理経費		百万円
		合計		百万円
		【財源内訳】		
		合計		百万円
合計 A+	-В	百万円		

4 大規模事業評価の実施に関する要綱第 6 条各号に規定する評価の観点等になく評価結果は、次のとおりである。	基づ
(1) 事業が社会経済情勢から見て必要であるか。(第1号関係)	
【当該施設の想定される利用者、ニーズ】	
(2) 町が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)	
(3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(第3号関]係)
(4) 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)	
(5) 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)	
(6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)	
(7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)	
(8) 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策	

(9) 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費又は	調査費	百万円
工事費 A	設計費	百万円
	建設費又は工事費	百万円
	その他 (用地費、負担金等)	百万円
	合計	百万円
	【財源内訳】	
	合計	百万円
維持管理費 B	○○年間の維持管理費の累計	
	(建設又は工事後の施設の利用を	年~ 年の○○年間と
	想定)	
	人的経費	百万円
	修繕・補修関係経費	百万円
	運営・管理経費	百万円
	合計	百万円
	【財源内訳】	
	合計	百万円
合計 A+B	百万円	
投入職員数		
関連事業費		

以上のとおり、○○事業について町が評価を行った結果、と判断した。

別記様式(第5条関係)

(平30告示42·一部改正)